

第 19 回商工会フェスティバル出店要項

趣旨・目的

コロナ禍によって落ち込んだ地域経済の復興に取り組むため、イベントを開催し村内商工会会員事業所の周知活動を支援し、地域産品の良さを村内外に広くアピールすることで村内外における販路拡大を図り、村内小学生を対象にした職業体験を実施し働くことの楽しさ、お金の大切さや社会経済活動等を体感し将来県内外で活躍する人材の育成に取り組むことを目的に出店要項を定める。

出店日時 令和 4 年 9 月 18 日（日） 11：00～19：00

出店場所 宜野座村観光拠点施設ぎ～の君広場

出展者数 10 店舗 ※応募多数の場合は出店説明会時に抽選を行う。

出店料 無料

出店資格

- ① 宜野座村商工会会員
- ② 業種別感染防止対策ガイドラインを遵守し感染症対策を徹底できる方。
- ③ 事業者等の代表者・関係者(従業員含む)等が暴力団関係者・その他これらに準ずる反社会的勢力等ではないこと。

出店基準

- ① 法令などにより届出・許可申請等を必要とする業種及び業者は、届出の控え・許可証が発行されていること。(申込時にコピーの提出及び出店期間中ブース内の見えやすい場所へ掲示しておくこと)
- ② 1店舗あたりの規格は1区画6坪テントの半分の間口1.5間×奥2間(約2.7m×3.6m)とし、テントについては主催者で準備する。※移動販売用車両も可とするが申込時に申請すること。
- ③ なお、各店舗の電気設備及びテーブル、椅子等は各自で準備する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策(業種別ガイドライン遵守)を徹底し、販売時はマスクを着用すること。

お仕事体験受入事業

- ① 体験受入募集は最大10店舗とする。(体験のみの出店は受けしない)
- ② お仕事体験受入事業者には委託料(10,000円)を支払う。(ただし、お仕事体験受入実績事業所みのとする)
- ③ 体験時間は午前11時と午後2時30分の2回に分けて実施する。
- ④ 体験する子供は小学生を対象とし、参加費は無料とする。

- ⑤ 体験した子供に対しては、当日会場内で使用できる商品券（500 円分）を給料として支給する。
- ⑥ 体験募集は、商工会にて行う。

留意事項

- ① 出店者は商工会の指示に従うこと。
- ② 指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用しないこと。
- ③ 指定された場所以外で物品を販売してはならない。
- ④ 商品は、イベント開催時間に販売できる量をあらかじめ想定して準備すること。
- ⑤ 営業時間を遵守すること。（午後 7 時まで営業時間です。）
- ⑥ すべての商品に必ず販売価格他適正に表示すること。
- ⑦ 店舗前が見やすい場所に必ず営業許可証を掲示すること。許可証の無い者は営業を認めない。
- ⑧ 販売商品は、出来る限り地元産品及び県産品の使用に努める。
- ⑨ 飲食物を取り扱う業者の場合は、特に品質管理に留意し、手洗い等をこまめに行うこと。また、要する水は貯水器等を設置し衛生管理を十分に行う。残渣物又は油類は各自で処理し、排水溝等への廃棄は厳禁とする。
- ⑩ 各自の店舗及び周辺並びに買い物客のチリ・ゴミは持ち帰ること。
- ⑪ 開催当日の沖縄県のコロナウイルス感染症の対処方針のイベントの開催制限等を遵守するためアルコールの提供を中止にする場合がある。
- ⑫ 発電機を持参する方は、燃料給油の際にエンジンを必ず停止してから給油すること。携行缶の取扱いにも注意すること。
- ⑬ 消火器を各自で準備すること。
- ⑭ プロパンガス、カセットコンロを使用する場合も元栓の閉め忘れ等、取扱には注意すること
- ⑮ 盗難及び危険防止は各自管理を十分に行うこと。主催者は、その責任を負いかねますのでご了承下さい。
- ⑯ 台風等により荒天の場合は中止とする。
- ⑰ その他、この要項に規定されていない事項及び主催者から注意等があった場合は、速やかに指示に従うこと。